

令和7年度
香港市場における誘客プロモーション業務委託
に係る委託仕様書
(企画提案時)

令和7年6月

北九州市国際観光推進協議会

目次

1	委託件名	1
2	履行期間	1
3	本業務の目的	1
4	本業務の内容	1

本仕様書は「令和7年度香港市場における誘客プロモーション業務委託」（以下「本業務」という）の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、北九州市と受注者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

1 委託件名

令和7年度香港市場における誘客プロモーション業務委託

2 履行期間

契約締結の日から令和8年3月20日（金）まで

3 本業務の目的

福岡空港への直航便が就航している香港市場をターゲットとして様々なプロモーションを展開することで、北九州市の認知度向上や旅行客の誘致につなげることを目的とする。

4 本業務の内容

(1) 全体業務関連

- ・ 本仕様書5以降に示す項目について留意しながら業務を遂行すること。
- ・ (2)～(7)の業務を遂行するための実施計画（スケジュール含む）や実行体制、個人情報の管理やセキュリティの観点を踏まえること。
- ・ (2)～(4)は、それぞれ相互に連携しながら相乗効果の高い取組みとなるよう、具体的な内容を提案すること。

(2) B to C プロモーション

香港における北九州市の認知度向上及び誘客を目的として、個人旅行手配が相対的に多いという旅行実態をふまえ、B to C（香港人観光客）に対するプロモーションを実施する。また、香港における北九州市の認知度向上及び誘客促進を目的とした情報発信もあわせて行うこと。具体的なプロモーション手法は事業者からの提案とするが、以下の点に留意のうえ提案すること。

① 留意事項

- ・ 送客実績の把握が可能なプロモーションを前提とする。なお、OTAサイト活用の場合は、新規に造成する旅行商品や既存商品の紹介を行うこととし、既存商品を掲載する際には、さらなる誘客を図るべく、何らかのインセンティブを付与することとする。
- ・ 当該プロモーションによって得られた送客数の把握が困難な場合は、推計値を用いることも可とする。また、推計値を用いる場合は、推計値の算定に用いた根拠もあわせて記載すること。加えて、連携都市ごとに送客人数を分けて示すこととし、この場合もプロモーションで把握した全ての送客人数から、例えば連携都市それぞれに訪れた過去の来訪客数で按分するなど、根拠を用いて連携都市ごとの送客人数をKPIとして示すこと。
- ・ 情報発信の際は、観光コンテンツだけでなく、実際に旅行することを想定した旅のルートを公共交通機関等の移動手段とあわせて提案すること。

- ・ ウェブサイト等を活用する場合は、ＳＥＯ対策を講じること。

② 提案内容

- ・ 本業務の目的を達成するうえで最適なＢｔｏＣプロモーションの手法を提案すること。
- ・ 実施スケジュールを挙げて提案すること。
- ・ 送客実績の把握方法について具体的に示すこと。
- ・ 送客数のＫＰＩを示すこと。
- ・ 情報発信するテーマや周遊ルートについて、理由を添えて提案すること。
- ・ その他、提案内容に応じたＫＰＩを設定し、提案すること。

(3) B t o B プロモーション

旅行会社経由による手配も一定あることから、旅行会社と連携したプロモーション及び国内ランドオペレーターへのプロモーションを実施すること。具体的なプロモーション手法は事業者からの提案とするが、以下の点に留意のうえ提案すること。

① 留意事項

- ・ 香港現地の旅行会社と連携した旅行商品の造成及び販売すること。
- ・ 送客実績も出すこと。
- ・ 商品造成にあたっては、北九州市がＰＲしたいコンテンツ（すし等）などを着地先として選んでいただけるように商品造成に必要な情報を記載した企画書の作成等を行うこと。既存の北九州市観光パンフレット・企画書のデータを受注者に提供するため、当該データを元に必要に応じて適宜編集を行い、活用すること。
- ・ 先述の企画書については、現地旅行会社に対して情報発信ツールとして活用すること。
- ・ 現地旅行会社の自発的な商品造成を促進するため、現地旅行会社とつながりをもつ国内ランドオペレーターに対し、効果的なプロモーションを実施すること。

② 提案内容

- ・ 本業務の目的を達成するうえで最適なＢｔｏＢプロモーションの手法を提案すること。
- ・ 実施スケジュールを挙げて提案すること。
- ・ 現地旅行会社による旅行商品の造成を行うこととし、造成数や販売数に関するＫＰＩを示すこと。また、造成にあたっては、香港人の訪日旅行の実態・嗜好等を踏まえるとともに、北九州マラソンをフックとした商品とすること。
なお、商品化にするにあたり、事前に北九州市国際観光推進協議会と協議すること。
- ・ 送客数のＫＰＩを示すこと。
- ・ 造成した商品は、旅行博における販売を検討するなど、一過性の販売にとどまることがないように、旅行商品の自走化につながる提案とすること。
- ・ 企画書等を活用した現地旅行会社に対する効果的なプロモーション手法について提案すること。
- ・ 現地旅行会社とつながりをもつ国内ランドオペレーターに対する効果的なプロモ

ーションを提案すること。

- ・ その他、提案内容に応じた K P I を設定し、提案すること。

(4) 自由提案

上記(2)～(3)に加え、香港での認知度向上・誘客につながる効果的なプロモーションを予算内で提供すること。その際、提案内容に応じた K P I を設定すること。

(5) 効果検証

上記(2)～(4)におけるプロモーションを通じ、把握した実績や課題等をふまえ、今後のプロモーションのあり方を含めた具体的な改善提案を示すこと。

(6) 報告書作成

業務完了後速やかに報告書を提出すること。なお、同報告書には、各業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付するほか、(5)の効果検証や今後のプロモーションのあり方を含めた具体的な改善提案について記載すること。

- ・ 種類等：紙媒体（5部）、電子データ
- ・ 提出先：北九州市国際観光推進協議会

(7) 成果物の著作権

委託業務により受託者が作成した契約の目的物（以下「成果物」という。）の著作権の取扱い、次の各号に定めるとおりとする。

- ① 受託者は、成果物に付与される著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利を、引渡しと同時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- ② 委託者は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意なしに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。
- ③ 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。
- ④ 成果物に係る第三者の著作権
受託者は、委託者に対し、成果物及び本契約に基づく成果物の利用が第三者の著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するとともに、第三者との間でこれらの権利に係る紛争が生じた場合は、当該紛争の原因が委託者の責めに帰すべき事由によることを除き、自らの責任と費用をもって当該紛争の解決に当たらなければならない。

(8) 委託料の支払い

原則として事業完了後（「4本業務の内容（6）報告書作成」を委託者に提出した後）の一括払いとする。前払金の請求は認めない。

(9) その他

- ・ 業務の実施にあたっては委託者と十分に協議・連携し、指示及び監督を受けな

ればならない。

- ・ 本業務の委託契約書は日本語で締結する。翻訳等が必要な場合、経費は事業者の負担とし、委託事業の経費には含めない。
- ・ この契約に定める委託費の支払に用いる通貨は日本円とする。
- ・ 責任者及び連絡担当者（連携企業含む）を明確にし、変更する場合は委託者の承認を得ること。
- ・ 業務の一部を再委託する場合は、委託者に書面にて承諾を得ること。